



# 熊本県公報

第 1 2 2 0 1 号

平成 25 年 3 月 29 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○ 法人の名称の変更に係る告示	(市町村行政課)	2
○ 熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程	(危機管理防災課)	2
○ 熊本県収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)事務取扱要領の一部を改正する要領	(会計課)	8
○ 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	( 〃 )	9
○ 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	( 〃 )	9
○ 熊本県野外劇場の指定管理者の指定	(観光課)	9
○ 児童福祉法に基づく指定障害児童所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	9
○ 児童福祉法に基づく指定障害児童所支援事業者の指定	( 〃 )	10
○ 児童福祉法に基づく指定障害児童所支援事業者の指定	( 〃 )	10
○ 都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市計画課)	10
○ 都市計画事業の事業計画の変更認可	( 〃 )	10
○ 都市計画事業の事業計画の変更認可	( 〃 )	10
○ 都市計画事業の事業計画の変更認可	( 〃 )	11
○ 都市計画事業の事業計画の変更認可	( 〃 )	11
○ 都市計画事業の事業計画の変更認可	( 〃 )	11
○ 熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報公表要領全部改正	(管理調達課)	11
○ 指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	13
○ 指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	13
○ 災害対策基本法第 2 条第 6 号の規定に基づく指定地方公共機関の指定	(危機管理防災課)	13
○ 障害者自立支援法第 6 5 条に規定する指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障がい者支援課)	14
○ 障害者就業・生活支援センターの指定	(労働雇用課)	14
○ 熊本県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数の一部改正	(国保・高齢者医療課)	15
○ 指定居宅サービス事業者の指定の取り消し	(高齢者支援課)	15
○ 指定介護予防サービス事業者の指定の取り消し	( 〃 )	15
○ 指定居宅介護支援事業者の指定の取り消し	( 〃 )	15
○ 熊本県工事契約事務取扱要領の一部改正	(監理課)	15
○ 熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部改正	( 〃 )	16
○ 熊本県税条例第 3 条第 1 項第 4 号の規定による知事が指定する事項	(税務課)	16
○ 熊本県口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領	( 〃 )	16
○ 熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要領	( 〃 )	16
○ 熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要領	( 〃 )	17
○ 熊本県口座振替促進奨励金交付要項の一部を改正する要領	( 〃 )	17
○ 熊本県農業研究センター家畜減額譲渡要領の一部改正	(農林水産政策課)	17
○ 熊本県公共工事請負契約約款の一部改正	(監理課)	17
○ 熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部改正	( 〃 )	17
○ 熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部改正	( 〃 )	18
○ 熊本県中小企業融資制度要項の一部改正	(商工振興金融課)	18
○ 急傾斜崩壊危険区域の指定	(砂防課)	18
○ 急傾斜崩壊危険区域の指定	( 〃 )	19
○ 救急医療機関に関する協力申出の撤回	(医療政策課)	20
○ 救急医療機関に関する認定	( 〃 )	20
○ 道路の供用開始	(道路保全課)	20
○ 道路の区域変更	( 〃 )	20
○ 道路の区域変更	( 〃 )	21
○ 道路の区域変更	( 〃 )	21
○ 道路の区域変更	( 〃 )	22
○ 道路の区域変更	( 〃 )	22

- 道路の区域変更…………… ( // ) 23
- 道路の区域変更…………… ( // ) 24
- 道路の区域変更…………… ( // ) 24
- 道路の区域変更…………… ( // ) 24
- 道路の区域変更…………… ( // ) 25
- 収納代理金融機関の名称及び位置…………… (会計課) 25
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 26
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 26
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 26
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 26
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 27
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 27
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 27
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 27
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 27
- 指定登録機関の名称変更…………… ( // ) 28
- 公共測量の終了…………… (監理課) 28
- 平成 25 年度前期技能検定の更新…………… (農業技術課) 28
- 平成 25 年度前期技能検定の実施…………… (産業人材育成課) 28
- 技能実習制度に係る平成 25 年度技能検定の実施…………… ( // ) 30
- 登 載 依 頼**
- 庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例  
等に關する規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 32
- 熊本県病院局庁舎等防火管理規程の一部を改正する規程…………… ( // ) 32
- 熊本県病院局事業の使用料及び手数料取納事務委託…………… ( // ) 33
- 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 33
- 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の  
一部を改正する規則…………… (教育庁高校教育課) 33
- 熊本県立教育センターの情報関連機器の借入れの入札結果…………… (教育庁教育政策課) 34
- 熊本県職員の管理職手当に關する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 34
- 熊本県へき地手当等に關する規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 35
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 37
- 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に關する規則等の一  
部を改正する規則…………… (教育政策課) 38
- 熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 38
- 熊本県教育庁庶務規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 39
- 熊本県教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令…………… ( // ) 51
- 熊本県教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 52
- 熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 52
- 熊本県教育委員会公印規程の規定による公印の登録の一部を  
改正する告示…………… ( // ) 52
- 正 誤**
- 平成 18 年 3 月 23 日熊本県人事委員会規則第 11 号 (熊本  
県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部  
を改正する規則) 中…………… (人事委員会) 52

**告 示**

**熊本県告示第 304 号**  
 行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号) 第 4 条の 4 第 2 項の規定により次のとおり法人の  
 名称を変更しようとする旨の届出があったので、同条第 3 項の規定により公示する。  
 平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 変更後の名称  
一般財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更しようとする年月日  
平成 25 年 4 月 1 日
- 3 変更の理由  
一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認  
定等に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律 (平成 18 年法律第 50  
号) 第 45 条の規定により財団法人から一般財団法人となるため。

**熊本県告示第 305 号**  
 熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程  
熊本県防災行政無線管理規程(昭和 5 3 年熊本県告示第 1 0 3 8 号)の一部を次のように改正する。

- 第 4 条 中 第 8 号を第 1 1 号とし、第 7 号の次に次の 3 号を加える。
  - (8) 「航空局」とは、航空機局と通信を行うため陸上に開設する移動中の運用を目的としない無線局をいう。
  - (9) 「航空機局」とは、航空機の無線局のうち、無線設備がレーダーのみのもの以外の無線局をいう。
  - (10) 「携帯局」とは、陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- 第 5 章 中 第 2 9 条を第 3 0 条とする。
- 第 4 章 中 第 2 8 条を第 2 9 条とし、第 2 7 条を第 2 8 条とする。
- 第 2 6 条の見出しを「(無線従事者の異動に係る報告)」に改め、同条を第 2 7 条とする。
- 第 2 5 条を第 2 6 条とし、第 2 2 条から第 2 4 条までを 1 条ずつ繰り下げる。
- 第 3 章 中 第 2 1 条を第 2 2 条とし、第 2 0 条を第 2 1 条とし、第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。
  - (テレビ伝送用及びテレビ伝送連絡用無線局の運用)
- 第 1 9 条 熊本県防災消防ヘリコプターによるテレビ伝送用及びテレビ伝送連絡用無線局の使用チャンネルは、電波法関係審査基準に定める 4 波とし、別表第 2 のとおりとする。
- 2 テレビ伝送用及びテレビ伝送連絡用無線局の運用において用いる主運用波は D チャンネルと、予備波は A チャンネル、B チャンネル又は C チャンネルとする。
- 3 前項の予備波は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合で、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときに限り、使用できるものとする。
  - (1) 災害が発生した場合その他非常時の場合
  - (2) 緊急消防援助隊及び県内応援等の相互応援活動を行う場合
  - (3) テレビ伝送の訓練を行う場合
  - (4) テレビ伝送用主運用波が混信等により使用できない場合
- 別表第 1 中「熊本県美里(中央庁舎)防災行政連絡所」を「熊本県美里防災行政連絡所」に改め、同表中熊本県美里(砥用庁舎)防災行政連絡所の項を削る。
- 別表第 2 の 1 統制局中「固定局」の次に「・携帯基地局」を加え、同表の 2 中継局を次のように改める。

無線局の種別	識別信号	設置場所	管理責任者
固定局・基地局	防災三の岳	熊本県熊本市西区河内町大字 大多尾 1693 番地 三の岳中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災鞍岳	熊本県阿蘇市車帰 405 番地 1 号 鞍岳中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局・携帯基地局	防災大関山	熊本県葦北郡芦北町大字古石 古石国有林 436 口林小班 大関山中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災城山	熊本県球磨郡多良木町大字奥野字城山 1362 番地 城山中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災老岳	熊本県天草市有明町上津浦 55 93 番地 2 老岳中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災矢山	熊本県八代市泉町下岳 4099 番地 矢山中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災六郎次	熊本県天草市深海町 2436 番地 4 の一部 六郎次中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災尾の岳	大分県日田市上津江町上野田 1099 番地 5 尾の岳中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災鏡山	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字 三ヶ所字水の口 878 番地 3 鏡山中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災山手	球磨郡相良村大字四浦字山手 4931 番地 25 山手中継所	危機管理防災課長

固定局・基地局	防災上原	熊本県葦北郡芦北町大字上原 宇尼ヶ谷 348 番地 71 上原中 継所	危機管理防災 課長
固定局・基地局	防災荒尾 岳	熊本県天草市天草町高浜南 69 77 番地 荒尾岳中継所	危機管理防災 課長
固定局	水防十万 山	熊本県天草市本渡町本渡 十 万山中継所	天草広域本部 天草地域振興 局土木部工務 第二課長

別表第 2 の 3 支部局中「熊本県宇城地域振興局」を「熊本県県央広域本部宇城地域振興局」に、「宇城地域振興局総務部総務振興課長」を「県央広域本部宇城地域振興局総務振興課長」に、「熊本県玉名地域振興局」を「熊本県県北広域本部玉名地域振興局」に、「玉名地域振興局総務部総務振興課長」を「県北広域本部玉名地域振興局総務振興課長」に、「熊本県鹿本地域振興局」を「熊本県県北広域本部鹿本地域振興局」に、「鹿本地域振興局総務部総務振興課長」を「県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課長」に、「熊本県菊池地域振興局」を「熊本県県北広域本部菊池地域振興局」に、「菊池地域振興局総務部総務振興課長」を「県北広域本部菊池地域振興局総務振興課長」に、「熊本県阿蘇地域振興局」を「熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局」に、「阿蘇地域振興局総務部総務振興課長」を「県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課長」に、「熊本県上益城地域振興局」を「熊本県県央広域本部上益城地域振興局」に、「上益城地域振興局総務部総務振興課長」を「県央広域本部上益城地域振興局総務振興課長」に、「熊本県八代地域振興局」を「熊本県県南広域本部八代地域振興局」に、「八代地域振興局総務部総務振興課長」を「県南広域本部八代地域振興局総務振興課長」に、「熊本県芦北地域振興局」を「熊本県県南広域本部芦北地域振興局」に、「芦北地域振興局総務部総務振興課長」を「県南広域本部芦北地域振興局総務振興課長」に、「熊本県天草地域振興局」を「熊本県天草広域本部天草地域振興局」に、「天草地域振興局総務部総務振興課長」を「天草広域本部天草地域振興局総務振興課長」に、「天草地域振興局土木部工務第二課長」を「天草広域本部天草地域振興局土木部工務第二課長」に、「宇城地域振興局土木部工務課長」を「県央広域本部宇城地域振興局土木部工務課長」に改め、同表の 4 端末局(1)県出先機関中「上益城地域振興局農林部農地整備課長」を「県央広域本部上益城地域振興局農林部農地整備課長」に、「球磨地域振興局農林部農地整備課長」を「県南広域本部球磨地域振興局農林部農地整備課長」に、「熊本土木事務所工務管理課長」を「県央広域本

改め、同表の 4 端末局(2)連絡所ア中

地球局	L A S C O M 熊本県熊本スーパー ド可搬地球 V 9 8
地球局	L A S C O M 熊本県熊本スーパー ド可搬地球 V 8 0

熊本県美里（中央庁舎）防災行政連絡所	美里町防災 主管課長
熊本県美里（砥用庁舎）防災行政連絡所	美里町防災 主管課長

を

地球局	L A S C O M 熊本県熊本スーパー バー搬地球 V 9 8
-----	--------------------------------------

ド可	熊本県美里防災 行政連絡所	美里町防災 主管課長
----	------------------	---------------

に改め、同表の 5 移動局を次のように改める。

5 移動局

無線局の種別	識別信号	常置場所	管理責任者
陸上移動局	防災 熊本1	熊本県庁	河川課長
陸上移動局	防災 熊本2	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本3	熊本県庁	道路保全課長
陸上移動局	防災 熊本4	熊本県庁	道路整備課長

陸上移動局	防災 熊本5	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本6	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本7	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本10	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本11	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本12	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本13	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本14	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本15	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本16	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本17	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本18	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本19	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本30	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本31	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本32	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本33	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本34	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本35	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本36	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本37	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本38	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本39	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本40	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本41	熊本県庁	危機管理防災課長

陸上移動局	防災 熊本42	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本43	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本44	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本45	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本46	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本47	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本48	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本49	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊土1	熊本県県央広域本部熊本土木事務所	県央広域本部熊本土木事務所総務課長
陸上移動局	防災 熊土3	熊本県県央広域本部熊本土木事務所	県央広域本部熊本土木事務所総務課長
陸上移動局	防災 熊土4	熊本県県央広域本部熊本土木事務所	県央広域本部熊本土木事務所総務課長
陸上移動局	防災 熊土6	熊本県県央広域本部熊本土木事務所	県央広域本部熊本土木事務所総務課長
陸上移動局	防災 松橋1	熊本県県央広域本部宇城地域振興局	県央広域本部宇城地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 松橋2	熊本県県央広域本部宇城地域振興局	県央広域本部宇城地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 石打1	熊本県県央広域本部宇城地域振興局	県央広域本部宇城地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 玉名2	熊本県県北広域本部玉名地域振興局	県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 玉名4	熊本県県北広域本部玉名地域振興局	県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 玉名5	熊本県県北広域本部玉名地域振興局	県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 山鹿1	熊本県県北広域本部鹿本地域振興局	県北広域本部鹿本地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 山鹿2	熊本県県北広域本部鹿本地域振興局	県北広域本部鹿本地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 山鹿3	熊本県県北広域本部鹿本地域振興局	県北広域本部鹿本地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 菊池1	熊本県県北広域本部菊池地域振興局	県北広域本部菊池地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 菊池2	熊本県県北広域本部菊池地域振興局	県北広域本部菊池地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 一の宮1	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 一の宮2	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 一の宮3	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部維持管理課長

陸上移動局	防災 一の宮4	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 一の宮7	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 矢部1	熊本県県央広域本部上益城地域振興局土木部	県央広域本部上益城地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 矢部2	熊本県県央広域本部上益城地域振興局土木部	県央広域本部上益城地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 矢部3	熊本県県央広域本部上益城地域振興局土木部	県央広域本部上益城地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 八代2	熊本県県南広域本部八代地域振興局	県南広域本部八代地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 八代3	熊本県県南広域本部八代地域振興局	県南広域本部八代地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 氷川1	熊本県氷川ダム管理所	氷川ダム管理所管理課長
陸上移動局	防災 芦北2	熊本県県南広域本部芦北地域振興局	県南広域本部芦北地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 芦北3	熊本県県南広域本部芦北地域振興局	県南広域本部芦北地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 人吉1	熊本県県南広域本部球磨地域振興局	県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 人吉3	熊本県県南広域本部球磨地域振興局	県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 人吉4	熊本県県南広域本部球磨地域振興局	県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 人吉5	熊本県県南広域本部球磨地域振興局	県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 市房3	熊本県市房ダム管理所	市房ダム管理所管理課長
陸上移動局	防災 市房4	熊本県市房ダム管理所	市房ダム管理所管理課長
陸上移動局	防災 本渡1	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 本渡2	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 本渡3	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 本渡4	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 本渡5	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 本渡6	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 本渡7	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 亀川1	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 上津浦1	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 上津浦2	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局土木部維持管理課長

陸上移動局	防災 熊本ヘリ支援1	熊本県防災消防航空センター	防災消防航空センター所長
陸上移動局	防災 熊本ヘリ支援2	熊本県防災消防航空センター	防災消防航空センター所長
陸上移動局	防災 熊本航空センタ1	熊本県防災消防航空センター	防災消防航空センター所長
陸上移動局	防災 熊本航空センタ2	熊本県防災消防航空センター	防災消防航空センター所長
陸上移動局	防災 熊本航空隊1	熊本県防災消防航空センター	防災消防航空センター所長
陸上移動局	防災 熊本航空隊2	熊本県防災消防航空センター	防災消防航空センター所長

別表第2の6テレメータ局(1)水防中「熊本市北区四方寄町80番地先」を「熊本市北区四方寄町80番地地先」に、「熊本市西区沖新町3330番地先」を「熊本市西区沖新町3330番地地先」に、「天道橋流速」を「天満橋流速」に、「熊本市西區城山大塘1636番地地先」を「熊本市西區城山大塘町1636番地地先」に、「宇城地域振興局土木部工務課長」を「県央広域本部宇城地域振興局土木部工務課長」に、「玉名郡南関町大字宮尾字杉木40番地先」を「玉名郡南関町大字宮尾字杉木40番地地先」に、「上益城地域振興局農林部農地整備課長」を「県央広域本部上益城地域振興局農林部農地整備課長」に、「八代市千丁町古閑出2975番地10地先」を「八代市千丁町古閑出2957番地10地先」に、「球磨地域振興局農林部農地整備課長」を「県南広域本部球磨地域振興局農林部農地整備課長」に、「天草地域振興局土木部工務第二課長」を「天草広域本部天草地域振興局土木部工務第二課長」に改め、同表の6テレメータ局(2)砂防中「阿蘇地域振興局土木部工務課長」を「県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務課長」に、「天草地域振興局土木部工務第二課長」を「天草広域本部天草地域振興局土木部工務第二課長」に改め、同表の9携帯局中「防災熊本ヘリ1」を「熊本県ヘリテレ1」に改め、同表に次の1表を加える。

9-2 テレビ伝送用無線局の使用チャンネル

デジタル変調 (X7W)	アナログ変調 (F8W)	運用の種別
A ch	A ch	予備波
B ch	B ch	予備波
C ch	C ch	予備波
D ch	D ch	主運用波

別表第3の1防災指令中「すべて」を「全て」に、「並びに地域振興局」を「並びに広域本部地域振興局」に、「宇城地域振興局」を「県央広域本部宇城地域振興局」に、「玉名地域振興局」を「県北広域本部玉名地域振興局」に、「鹿本地域振興局」を「県北広域本部鹿本地域振興局」に、「菊池地域振興局」を「県北広域本部菊池地域振興局」に、「阿蘇地域振興局」を「県北広域本部阿蘇地域振興局」に、「上益城地域振興局」を「県央広域本部上益城地域振興局」に、「八代地域振興局」を「県南広域本部八代地域振興局」に、「芦北地域振興局」を「県南広域本部芦北地域振興局」に、「球磨地域振興局」を「県南広域本部球磨地域振興局」に、「天草地域振興局」を「天草広域本部天草地域振興局」に、「管轄する地域振興局」を「管轄する広域本部地域振興局」に改め、同表の2業務指令中「地域振興局及び熊本土木事務所」を「広域本部地域振興局及び県央広域本部熊本土木事務所」に、「すべて」を「全て」に、「並びに地域振興局」を「並びに広域本部地域振興局」に、「地域振興局総務部」を「広域本部地域振興局」に、「地域振興局土木部」を「広域本部地域振興局土木部」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県告示第306号

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領を次のとおり定める。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領（平成10年熊本県告示第168号）の一部を次のように改正する。

第4条中「県営住宅使用料」の次に「及び自動車税」を加える。

別表中「窓口収納」の次に「並びに自動車税に係る口座振替」を加える。

附 則



この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 3 0 7 号**

昭和 4 7 年 3 月 3 1 日熊本県告示第 2 4 3 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関の名称及び位置の表 1 中「株式会社熊本ファミリー銀行」を「株式会社熊本銀行」に改める。

**熊本県告示第 3 0 8 号**

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 6 0 年熊本県告示第 2 7 1 号の 1 1）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「3 営業日」の次に「（県外に本店を有する収納代理金融機関の収納取りまとめ店で県外に所在する収納店から送付される収納金の取りまとめ事務を行うものにあつては 5 営業日）」を加える。

別表第 2 肥後銀行本店の項中「熊本ファミリー銀行本店」を「熊本銀行本店」に、「熊本ファミリー銀行の全店舗」を「熊本銀行の全店舗」に改める。

別記第 3 号様式中「納入者」を「納入義務者」に、「券面額」を「券面金額」に改める。  
附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の規定は、同日以後に収納された収納金について適用する。

**熊本県告示第 3 0 9 号**

熊本県野外劇場条例（昭和 6 2 年熊本県条例第 1 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定により熊本県野外劇場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県野外劇場	熊本市北区下硯川一丁目 7 番 3 0 号	アスペクタ管理運営 共同企業体 代表者 有限会社ア ワーハウス 代表取 締役 高辻満男	平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日 まで

**熊本県告示第 3 1 0 号**

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
児童発達支援事業所 ぷくぷく 八代市田中西町 1 6 号 2 番地	N P O 法人バリアフリー 八代市大村町 7 1 5 番地 2	平成 2 5 年 4 月 1 日	4350200145	指定児童発達支援 指定放課後等デイサー

	桑原 恒保		ビス
--	-------	--	----

**熊本県告示第 3 1 1 号**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
水川学園児童デイサービス事業所 風楽 八代郡水川町宮原 1 1 6 7 番地 2	社会福祉法人清流会 八代郡水川町宮原字下中ノ迫 1 1 1 6 番地 田河 昭	平成 25 年 4 月 1 日	4351700010	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第 3 1 2 号**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
児童発達支援センター 輝なっせ 菊池市隈府 1 1 0 番地 4	社会福祉法人菊愛会 菊池市重味 2 3 8 0 番地 7 最上 太一郎	平成 25 年 4 月 1 日	4351200011	指定児童発達支援

**熊本県告示第 3 1 3 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・4・25 号熊本駅城山線
- 3 事業施行期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第 3 1 4 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・2・62 号春日池上線
- 3 事業施行期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第 3 1 5 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の

事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・67号花園池亀線及び3・3・14野口清水線
- 3 事業施行期間 平成19年1月12日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第316号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・67号花園池亀線
- 3 事業施行期間 平成20年9月9日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第317号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業3・2・24号南部幹線
- 3 事業施行期間 平成9年12月8日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第318号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業3・3・3号北部幹線
- 3 事業施行期間 平成22年7月13日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第319号**

熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領を次のように定める。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領、業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領（平成14年熊本県告示第806号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、熊本県が発注する物品の調達等に係る発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項並びに指名停止措置に関する事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（発注の見通しに関する事項の公表）

第2条 知事は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注することが見込まれる熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規

- 則第20号。以下「取扱規則」という。)第4条第1項第1号に規定する備品(以下「備品」という。)、同項第2号に規定する消耗品(以下「消耗品」という。)及び同項第5号に規定する原材料(以下これらを「物品」という。)の調達及び業務委託(建設工事並びに建設工事に係る委託及び公共土木施設の維持管理に係る委託を除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。
- (1) 物品又は委託業務の名称、概要及び営業種目
  - (2) 入札及び契約の方法
  - (3) 入札を行う時期
- 2 前項の規定による公表は、熊本県入札情報公開サービスシステム(以下「システム」という。)に掲載するとともに、熊本県庁行政棟新館情報プラザ(以下「情報プラザ」という。)において公開する方法により行わなければならない。
- 3 第1項の規定により公表した事項については、当該年度の3月31日まで公表しなければならない。
- 4 知事は、毎年度、10月1日を目途として、第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。
- (入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)
- 第3条知事は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
  - (2) 政令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
  - (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。
- (1) 前項第1号及び第2号(一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿を除く。)並びに第3号 告示又は公衆の見やすい場所に掲示する方法
  - (2) 前項第1号及び第2号(一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿に限る。)システムに掲載するとともに、出納局管理調達課、情報プラザ及び各地域振興局総務部総務振興課において閲覧に供する方法
- 3 本庁各課(センター)の長及び地方出先機関の長は、物品の調達の契約、備品又は消耗品であつて取扱規則第24条第1項の規定により不要の決定をしたもの(以下「不要物品」という。)の売却の契約又は業務の委託の契約を締結したときは、当該物品、不要物品又は業務ごとに、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- (1) 一般競争入札又は指名競争入札を行った場合 次のアからオまでに掲げる事項
    - ア 入札者の商号又は名称及び入札金額
    - イ 落札者の商号又は名称及び落札金額
    - ウ 物品の調達及び不要物品の売却に係る予定価格
    - エ 樹木保護管理の委託に係る予定価格
    - オ 最低制限価格
  - (2) 随意契約(熊本県用品調達規則(平成21年熊本県規則第16号)第3条第1項第1号に規定する集中調達用品の調達(以下「集中調達」という。)に該当するものに限る。)を行った場合 次のア及びイに掲げる事項
    - ア 見積者の商号又は名称及び見積金額
    - イ 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
  - (3) 随意契約(集中調達に該当するものを除く。)を行った場合 次のアからウまでに掲げる事項
    - ア 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
    - イ 契約金額が熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第93条に規定する額を超えた場合における契約の相手方を選定した理由
    - ウ 契約金額が熊本県会計規則第95条第1項第3号に規定する額を超えた場合における契約の相手方を選定した理由
- 4 前項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める日以後速やかに行わなければならない。
- (1) 前項第1号ア、イ及びウ並びに第2号に掲げる事項 落札者又は契約の相手方を決定した日
  - (2) 前項第1号エに掲げる事項 一般競争入札を行った場合は当該入札の公告を行った日、指名競争入札を行った場合は当該入札の通知を行った日
  - (3) 前項第1号オに掲げる事項 入札の終了した日
  - (4) 前項第3号に掲げる事項 毎年度の四半期の初日
- 5 第3項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。
- (1) 第3項第1号アからウまで及びオ システムに掲載するとともに、契約担当者が作成する開札調書の写しにより本庁において契約を行うものについては情報プラザにお

- いて閲覧に供する方法、出先機関において契約を行うものについては契約担当者の所属する課において閲覧に供する方法
- (2) 第 3 項第 1 号エ システムに掲載するとともに、契約担当者が作成する予定価格表(別記様式)により本庁において契約を行うものについては情報プラザにおいて閲覧に供する方法、出先機関において契約を行うものについては契約担当者の所属する課において閲覧に供する方法
- (3) 第 3 項第 2 号及び第 3 号 システムに掲載する方法
- 6 第 3 項の規定により公表した事項については、公表した日から契約を締結した日の属する年度の翌年度の 3 月 3 1 日まで公表しなければならない。
- (指名停止措置に関する事項の公表)
- 第 4 条 知事は、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 1 4 年熊本県告示第 8 1 1 号。以下「告示」という。)第 2 条第 1 項の規定による指名停止又は告示第 8 条第 1 項の規定による発注停止(以下これらを「指名停止等」という。)をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 指名停止等を受けた者の商号又は名称及び所在地
- (2) 指名停止等の期間
- (3) 事実の概要
- (4) 指名停止等の理由
- 2 前項の規定による公表は、システムに掲載するとともに、情報プラザにおいて閲覧に供する方法で行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定により公表した事項については、公表した日から公表した日の属する年度の翌年度の 3 月 3 1 日まで公表しなければならない。ただし、システムへの掲載は、指名停止等の期間行えば足りる。

附 則  
この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。  
別記様式

予定価格表

所属名	
委託番号	
事業名	
施行場所	
予定価格	

熊本県告示第 3 2 0 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター弥生 八代市井上町 3 2 8 - 1	社会福祉法人太田郷福祉 会	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 2 1 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター弥生 八代市井上町 3 2 8 - 1	社会福祉法人太田郷福祉 会	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 2 2 号

災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 2 条第 6 号の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとし、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。  
なお、平成 1 8 年 3 月 1 日熊本県告示第 1 9 9 号(災害対策基本法第 2 条第 6 号の規定に基づく指定地方公共機関の指定)は、廃止する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公益社団法人熊本県トラック協会（昭和49年3月1日に社団法人熊本県トラック協会という名称で設立された法人をいう。）
- 2 一般社団法人熊本県バス協会（昭和51年7月21日に社団法人熊本県バス協会という名称で設立された法人をいう。）
- 3 社団法人熊本県タクシー協会（昭和36年10月5日に社団法人熊本県タクシー協会という名称で設立された法人をいう。）
- 4 熊本電気鉄道株式会社
- 5 くま川鉄道株式会社
- 6 南阿蘇鉄道株式会社
- 7 肥薩おれんじ鉄道株式会社
- 8 三和商船株式会社
- 9 熊本フェリー株式会社
- 10 熊本県海運組合
- 11 熊本県土地改良事業団体連合会
- 12 西部ガス株式会社
- 13 天草ガス株式会社
- 14 九州ガス株式会社
- 15 山鹿都市ガス株式会社
- 16 一般社団法人熊本県LPGガス協会（昭和40年1月7日に社団法人熊本県エルピーガス協会という名称で設立された法人をいう。）
- 17 株式会社熊本放送
- 18 株式会社テレビ熊本
- 19 株式会社熊本県民テレビ
- 20 熊本朝日放送株式会社
- 21 株式会社熊本日日新聞社
- 22 公益社団法人熊本県医師会（昭和22年12月20日に社団法人熊本県医師会という名称で設立された法人をいう。）
- 23 公益社団法人熊本県看護協会（昭和59年3月1日に社団法人熊本県看護協会という名称で設立された法人をいう。）
- 24 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（昭和27年5月17日に社会福祉法人熊本県社会福祉協議会という名称で設立された法人をいう。）
- 25 一般社団法人熊本県歯科医師会（昭和23年1月23日に社団法人熊本県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）
- 26 公益社団法人熊本県薬剤師会（昭和24年2月14日に社団法人熊本県薬剤師会という名称で設立された法人をいう。）
- 27 一般社団法人熊本県建設業協会（昭和63年4月1日に社団法人熊本県建設業協会という名称で設立された法人をいう。）

熊本県告示第323号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり指定の辞退があったので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師又は薬剤師の氏名	辞退年月日
スマイル歯科 矯正歯科クリ ニック	天草市大浜町9番29号	歯科矯正	青木 潤也	平成25年 2月28日
めーぶる薬局	上益城郡益城町惣領14 81-1	調剤	宇良田 建	平成24年 3月15日
ナカムラ薬局	山鹿市南島1151-1	調剤	中村 康一	平成24年 5月31日

熊本県告示第324号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条の規定により次の者を障害者就業・生活支援センターとして指定したので、同法第27条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 法人の名称 社会福祉法人水俣市社会福祉事業団

- 2 法人の所在地 熊本県水俣市浜松町5番95号
- 3 センターの名称 熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター みなよし
- 4 センターの所在地 熊本県水俣市大黒町2丁目3番18号
- 5 指定年月日 平成25年3月29日

**熊本県告示第325号**

昭和54年5月26日熊本県告示第425号（熊本県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数）の一部を次のように改正し、平成25年6月1日から施行する。  
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「22人」を「23人」に改める。

**熊本県告示第326号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
デイサービスセンター かがやき 22 玉名市岱明町浜田518番地7	有限会社ライフサポート ・はやの	平成25年3月31日

**熊本県告示第327号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
デイサービスセンター かがやき 22 玉名市岱明町浜田518番地7	有限会社ライフサポート ・はやの	平成25年3月31日

**熊本県告示第328号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を取り消したので、同法第85条の規定により公示する。  
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅介護支援）

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
居宅介護支援事業所 かがやき2 2 玉名市岱明町浜田518番地7	有限会社ライフサポート ・はやの	平成25年3月31日

**熊本県告示第329号**

熊本県工事契約事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事契約事務取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県工事契約事務取扱要領（平成21年熊本県告示第618号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1号中「合計額」の次に「に1000分の1035を乗じて得た額（円未満切捨て）」を加える。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県工事契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に

行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

**熊本県告示第330号**

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領  
熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成16年熊本県告示第331号）の一部を次のように改正する。  
3中「合計額」の次に「に1000分の1035を乗じて得た額（円未満切捨て）」を加える。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

**熊本県告示第331号**

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）第3条第1項第4号の規定による知事が指定する事項を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

なお、昭和37年熊本県告示第755号（県税の賦課徴収に関する事務のうち地域振興局長及び熊本県税事務所長に委任しない事項の指定）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

知事が直接行うことを必要と認める場合の調査、検査又は徴収に関すること。

**熊本県告示第332号**

熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領  
熊本県税口座振替手数料交付要領（平成22年熊本県告示第221号）の一部を次のように改正する。

4(1)ア中「地域振興局長、熊本県税事務所長」を「広域本部長」に、「地域振興局長等」を「広域本部長等」に改める。

5(1)中「地域振興局長等」を「広域本部長等」に、「総務部総務税務局税務課長」を「総務部市町村・税務局税務課長」に改め、同(2)中「総務部総務税務局税務課長」を「総務部市町村・税務局税務課長」に改める。

別記第1号様式中「熊本県 地域振興局」を「熊本県 広域本部」に改める。  
熊本県 事務所」を「熊本県自動車税事務所」に改める。

別記第2号様式中「熊本県総務部総務税務局税務課長」を「熊本県総務部市町村・税務局税務課長」に改める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**熊本県告示第333号**

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項  
熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項（昭和49年熊本県告示第540号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域振興局長又は熊本県税事務所長（以下「地域振興局長等」という。）」を「広域本部長」に改める。

第4条から第6条までの規定中「地域振興局長等」を「広域本部長」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県 広域本部長」に改める。  
熊本県 熊本県税事務所長」を「熊本県 熊本県税事務所長」に改める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。



**熊本県告示第334号**

熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項（平成18年熊本県告示第419号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域振興局長又は熊本県税事務所長（以下「地域振興局長等」という。）」を「広域本部長」に改める。

第4条から第6条までの規定中「地域振興局長等」を「広域本部長」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「熊本県地域振興局長」を「熊本県広域本部長」に改める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

**熊本県告示第335号**

熊本県口座振替促進奨励金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県口座振替促進奨励金交付要項の一部を改正する要項（平成6年熊本県告示第485号）の一部を次のように改正する。

5(1)中「各地域振興局長、熊本県税事務所長」を「広域本部長」に、「総務部総務税務局税務課長」を「総務部市町村・税務局税務課長」に改め、同(2)中「総務部総務税務局税務課長」を「総務部市町村・税務局税務課長」に改める。

別記第1号様式中「熊本県地域振興局長」を「熊本県広域本部長」に改める。

別記第2号様式中「熊本県総務部総務税務局税務課長」を「熊本県総務部市町村・税務局税務課長」に改める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

**熊本県告示第336号**

熊本県農業研究センター家畜減額譲渡要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県農業研究センター家畜減額譲渡要領の一部を改正する要領（昭和42年熊本県告示第155号）の一部を次のように改正する。

第2中「地域振興局長又は熊本農政事務所長」を「広域本部長」に改める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**熊本県告示第337号**

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款（平成23年熊本県告示第349号の14）の一部を次のように改正する。

第34条第8項、第42条第2項及び第3項、第47条第3項並びに第49条第1項及び第2項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

**熊本県告示第338号**

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款  
 熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成 23 年熊本県告示第 349 号の 15）の一  
 部を次のように改正する。  
 第 35 条第 6 項、第 42 条第 2 項及び第 3 項、第 47 条第 1 項及び第 2 項並びに第 49  
 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.1 パーセント」を「年 3.0 パーセント」に改める。  
 附 則  
 この約款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 339 号**  
 熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。  
 平成 25 年 3 月 29 日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
 熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款  
 熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成 12 年熊本県告示第 349 号の 16）の一  
 部を次のように改正する。  
 第 34 条第 6 項、第 41 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項並びに第 48  
 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.1 パーセント」を「年 3.0 パーセント」に改める。  
 附 則  
 この約款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 340 号**  
 熊本県中小企業融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
 平成 25 年 3 月 29 日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
 熊本県中小企業融資制度要項の一部を改正する要項  
 熊本県中小企業融資制度要項（平成 21 年熊本県告示第 304 号）の一部を次のように  
 改正する。  
 第 3 条に次の 1 号を加える。  
 （8）熊本県チャレンジサポート中小企業経営力強化支援資金  
 第 4 条第 3 号ア中「創業者支援資金」を「熊本県創業者支援資金」に改める。  
 第 4 条第 3 号イ中「新事業展開支援資金」を「熊本県新事業展開支援資金」に、「経営  
 革新等支援資金」を「熊本県経営革新等支援資金」に改める。  
 第 4 条第 3 号に次を加える。  
 ウ 熊本県チャレンジサポート中小企業経営力強化支援資金のうち別に定める融資を  
 受ける場合  
 第 5 条中「第 1 号から第 6 号まで」を「第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号」に改める。  
 第 12 条中「熊本県金融円滑化特別資金」の次に「熊本県チャレンジサポート中小企業  
 経営力強化支援資金」を加える。  
 附 則  
 1 この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 341 号**  
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1  
 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定によ  
 り公示する。  
 平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 楮木地区急傾斜地崩壊危険区域  
 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 15 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と  
 標柱 15 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	球磨村	神瀬乙字楮木	9 3 2 - 1
2	〃	〃	9 1 5 - 1
3	〃	〃	9 1 5 - 1
4	〃	神瀬乙字田野栗	8 9 5 - 1
5	〃	〃	8 9 5 - 1
6	〃	〃	8 9 1 - 1
7	〃	神瀬乙字楮木	9 0 2 - 1 地先道路
8	〃	〃	9 0 2 - 1 地先道路
9	〃	〃	9 2 6 - 3
10	〃	〃	9 2 1 - 2

1 1	〃	〃	9 2 1 - 1
1 2	〃	〃	9 2 1 - 1
1 3	〃	〃	9 1 9 - 1
1 4	〃	〃	9 3 2 - 1
1 5	〃	〃	9 3 2 - 1

2 田代地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	球磨村	大字一勝地丙字田代	1 1 8 7 - 5
2	〃	〃	1 1 8 7 - 8
3	〃	〃	1 1 6 0 - 8
4	〃	〃	1 1 4 2 - 3 1
5	〃	〃	1 1 4 2 - 3 0
6	〃	〃	1 1 4 2 - 2
7	〃	〃	1 1 4 5 - 1
8	〃	〃	1 1 4 7 地先道路
9	〃	〃	1 1 5 8
1 0	〃	〃	1 1 5 5 - 2
1 1	〃	〃	1 1 6 7 - 1
1 2	〃	〃	1 1 8 1
1 3	〃	〃	1 1 8 2
1 4	〃	〃	1 1 9 0
1 5	〃	〃	1 1 8 7 - 5

3 荒神地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	山江村	大字万江乙字山手	2 6 5
2	〃	〃	2 6 5
3	〃	〃	2 6 5
4	〃	〃	2 6 5 - 2
5	〃	〃	2 6 2 - 1 2
6	〃	〃	2 6 2 - 1 3
7	〃	〃	2 6 2 - 1 3
8	〃	〃	2 6 2 - 1 3
9	〃	〃	2 6 2 - 1 3
1 0	〃	〃	2 5 6
1 1	〃	〃	2 6 6
1 2	〃	〃	2 6 3 - 2
1 3	〃	〃	2 7 0 - 1
1 4	〃	〃	2 7 0 - 1 地先道路
1 5	〃	〃	2 7 0 - 1 地先道路

熊本県告示第 3 4 2 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 上本分 2 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 2 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 2 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	山鹿市	菊鹿町大字木野字屋敷	2 8 9 2 - 1
2	〃	菊鹿町大字木野字宮の上	2 8 9 9
3	〃	〃	2 9 0 4 - 1
4	〃	〃	2 9 0 4 - 1
5	〃	〃	2 9 0 4 - 1
6	〃	〃	2 9 0 5 - 4
7	〃	菊鹿町大字木野字屋敷	2 8 6 6 - 1
8	〃	〃	2 8 6 5 - 2
9	〃	〃	2 8 6 5 - 2
10	〃	〃	2 8 7 6
11	〃	〃	2 8 7 6
12	〃	〃	2 8 9 2 - 1

**熊本県告示第 3 4 3 号**

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
健康保険熊本総合病院	八代市松江城町 2 番 2 6 号	平成 2 5 年 2 月 1 0 日

**熊本県告示第 3 4 4 号**

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
健康保険熊本総合病院	八代市通町 1 0 番 1 0 号	平成 25 年 2 月 11 日から 平成 28 年 2 月 10 日まで

**熊本県告示第 3 4 5 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	宮原五木線	球磨郡五木村乙字高野鶴 4 3 9 番 8 地先から 球磨郡五木村甲字田口 2 9 9 4 番地先まで	932.0	付替県道

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

**熊本県告示第 3 4 6 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	球磨郡五木村乙字高野鶴 4 4 2 番 8 地先から 球磨郡五木村甲字下手 2 8 9 8 番地先まで	前	5.3 ～ 13.0	1088.0	廃道
				11.5 ～ 66.3		
		球磨郡五木村乙字高野鶴 4 3 9 番 8 地先から 球磨郡五木村甲字田口 2 9 9 4 番地先まで	後	5.3 ～ 13.0	676.0	
				11.5 ～ 66.3		

2 区域を変更する期日 平成 25 年 3 月 31 日

**熊本県告示第 3 4 7 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 3 月 29 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町百済来上字溝口 1 4 7 9 番 1 地先から 八代市坂本町百済来上字前田 2 3 6 1 番 5 地先まで	前	10.3 ～ 13.2	87.0	仮設道 撤去
				6.0 ～ 12.4		
			後	10.3 ～ 13.2	87.0	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 3 月 29 日

**熊本県告示第 3 4 8 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 3 月 29 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇土市下網田町字独地藏 1 5 9 2 番 3 地先から 宇土市下網田町字西品瀬	前	10.9 ～ 22.7	183.1	24 条 工事

		1 4 2 3 番 1 地先まで	後	12.3 ～ 22.7	183.1	
		宇土市下網田町字独地藏 1 5 8 5 番 3 地先から 宇土市下網田町字西品瀬 1 5 9 1 番 1 地先まで	前	4.9 ～ 8.6	91.6	
			後	7.5 ～ 10.7	92.2	

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

**熊本県告示第 3 4 9 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字上揚字屋敷 3 3 7 番地先から 上益城郡甲佐町大字上揚字山下  1 1 8 番地先まで	前	5.0 ～ 8.2	166.0	2 4 条 工事
			後	8.2 ～ 9.9	169.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

**熊本県告示第 3 5 0 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北球磨線	葦北郡芦北町大字桑原字前平 3 1 7 番 1 地先から 葦北郡芦北町大字桑原字大丸 2 8 4 番 1 地先まで  葦北郡芦北町大字鶴木山字小浦 5 8 番 1 地先から 同所 1 4 9 番地先まで	前	5.7 ～ 10.0	340.9	旧道引 継
				10.0 ～ 51.0	267.8	
			後	10.0 ～ 51.0	267.8	
				前	5.0 ～ 10.0	
			14.0 ～ 17.2		132.8	
				14.0		

			後	～ 17.2	132.8	
		葦北郡芦北町大字鶴木山字村本 8 5 4 番 1 3 地先から 葦北郡芦北町大字鶴木山字松手 1 0 4 7 番 2 地先まで	前	3.7 ～ 15.5	490.6	
				15.0 ～ 32.0	507.6	
			後	15.0 ～ 32.0	507.6	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 3 月 29 日

**熊本県告示第 351 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 3 月 29 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線	玉名市玉名字幣ノ前 4 6 8 番 1 地先から 玉名市青木字前田 4 7 番 2 地先まで	前	4.0 ～ 31.2	817.5	旧道引継
				6.0 ～ 44.0	421.5	
				19.4 ～ 55.6	1361.6	
				19.4 ～ 55.6	1361.6	
一般県道	稲佐津留 玉名線	玉名市津留字中代 2 0 3 番 1 地先から 玉名市大倉字堀田 1 7 9 5 番 1 地先まで	前	8.0 ～ 48.0	2442.1	
				5.0 ～ 36.3	4118.0	
主要地方道	玉名山鹿線	玉名市秋丸字居屋敷 2 8 1 番 1 地先から 玉名市上小田字反目 1 2 2 1 番 1 地先	前	13.5 ～ 43.5	3786.1	
				15.0 ～ 44.0	4002.4	
			後	15.0 ～ 44.0	4002.4	
				15.0 ～ 44.0	4002.4	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 4 月 1 日

**熊本県告示第352号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田浦港線	葦北郡芦北町大字小田浦字北原 1610番14地先から 葦北郡芦北町大字小田浦字和田 3331番1番地先まで	前	5.2 ～ 17.0	66.3	迂回路 撤去
			後	6.6 ～ 11.5	115.7	
			後	5.2 ～ 17.0	66.3	

2 区域を変更する期日 平成25年3月29日

**熊本県告示第353号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	川尻宇土線	宇土市三拾町字堂ノ本 290番3地先から 宇土市三拾町字道越 403番4地先まで	前	5.7 ～ 9.7	388.2	一括交 安
			後	10.4 ～ 18.7	388.2	

2 区域を変更する期日 平成25年3月29日

**熊本県告示第354号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	212号	阿蘇郡小国町大字宮原字深瀬 2779番3地先から 同所 2779番3地先まで	前	17.0 ～ 19.0	24.0	やさ道 交国1
			後	16.0 ～ 18.0	24.0	

2 区域を変更する期日 平成25年3月29日



**熊本県告示第 3 5 5 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 2 5 号	菊池郡大津町大字室字西迫尻 7 9 0 番 1 地先から 同所 7 9 6 番 2 地先まで	前	108.0 ～ 172.0	237.2	旧道移管
			後	101.0 ～ 138.0		
一般国道	4 4 3 号	菊池郡大津町大字室字西迫尻 7 9 6 番 2 地先から 菊池郡大津町大字下町字田地 2 8 9 番地先まで	前	28.0 ～ 70.0	1878.7	
			後	13.2 ～ 55.0		
一般県道	矢護川大津線	菊池郡大津町大字下町字窪田 2 4 9 番 1 地先から 同所 2 4 9 番 1 地先まで	前	18.0 ～ 25.5	29.0	
			後	15.0 ～ 22.5		
主要地方道	熊本益城大津線	菊池郡大津町大字下町字窪田 3 5 番地先から 同所 6 3 番 2 地先まで	前	32.0 ～ 80.0	252.2	
			後	16.0 ～ 69.5		
主要地方道	大津植木線	菊池郡大津町大字室字西鶴 9 6 6 番 2 地先から 同所 9 2 5 番 1 4 地先まで	前	7.0 ～ 13.4	144.8	
			後	13.4 ～ 13.4		

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

**熊本県告示第 3 5 6 号**

平成 1 0 年 1 月 7 日熊本県告示第 1 号（収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置の表備考 2 中「窓口収納」の次に「並びに自動車税に係る口座振替」を、同表備考 3 中「県営住宅使用料」の次に「及び自動車税」を加える。

## 公 告

## 熊本県公告第187号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ天草大浜店  
天草市大浜町376番1ほか
- 2 変更する事項の概要  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時  
(変更後) 24時間営業  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで  
(変更後) 24時間
- 3 変更の年月日  
平成25年3月17日
- 4 届出年月日  
平成25年3月7日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草地域振興局総務部総務振興課  
平成25年3月29日から平成25年7月29日まで

## 熊本県公告第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年 3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字田原字中須128番1  
430.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区長嶺東6丁目10番61号エクセント・ヴィラC-201  
松本 友貴

## 熊本県公告第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字田原字中須128番4の一部  
308.04平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字惣領1341-2  
藏原 正裕

## 熊本県公告第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上天草市松島町合津字本口7915番1及び同7915番68  
10,928.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上天草市大矢野町上1514番地

上天草市

**熊本県公告第191号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の変更許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第35条の2第5項及び同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字杉水字百騎帰705番1、同706番1、同706番2、同706番3、同707番1、同707番2、同708番、同713番1、同713番4、同714番1、同715番1、同715番2、同715番3、同715番4及び里道27、304.83平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区大窪一丁目6番1号  
一般財団法人 化学及血清療法研究所

**熊本県公告第192号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字上村廻701番5  
491.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡大津町引水908番地3 C-205  
村田 誠

**熊本県公告第193号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町沖野二丁目5813番1  
315.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町杉並台一丁目3-2-101  
黒澤 慎太郎

**熊本県公告第194号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字久保田字役給233番1  
498.60平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘二丁目13番5号  
坂田 孝陽

**熊本県公告第195号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
（2工区）  
菊池郡菊陽町大字原水字下原845番2の一部、同846番の一部、同847番の一部並びに里道の一部及び水路の一部

- 2, 900.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 菊池郡菊陽町大字久保田2800番地  
 菊陽町

熊本県公告第196号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項で準用する同法第10条の6第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 変更する指定事務所登録機関の名称

変更前	変更後
社団法人熊本県建築士会	公益社団法人熊本県建築士会

- 2 変更しようとする年月日

平成25年4月1日

- 3 変更の理由

公益社団法人へ移行するため

熊本県公告第197号

平成24年12月4日付け熊本県公告第629号にて公告した公共測量が終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
水準測量	平成24年11月1日から 平成25年3月11日まで	熊本市の一部、山鹿市 の一部及び菊池市の一 部

熊本県公告第198号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第138号	なたね油かす及びその粉末	一番しぼり油粕	窒素全量：5.3 りん酸全量：2.0 加里全量：1.0	該当なし	有限会社堀内製油 熊本県八代郡氷川町吉本94番地	平成31年3月29日

熊本県公告第199号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 実施職種

- (1) 1級及び2級

造園（造園工事）、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化处理）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタ）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（内

外装板金及びダクト板金)、工場板金(打出し板金)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て(電子機器組立て)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て)、建設機械整備(建設機械整備)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作)、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、印刷(オフセット印刷)、プラスチック成形(射出成形)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、石材施工(石張り)、とび(とび)、左官(左官)、ブロック建築(コンクリートブロック工事)、タイル張り(タイル張り)、畳製作(畳製作)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)、表装(表具及び壁装)、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装)、フラワー装飾(フラワー装飾)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾)、造園(造園工事)、機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタ)、機械保全(機械系保全)、電子機器組立て(電子機器組立て)、フラワー装飾(フラワー装飾)

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 16,500円(11,000円)

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第20に定める在校生が3級を受検する場合に適用する。

イ 実施期日

実技試験は、平成25年6月5日から平成25年9月10日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成25年5月29日に熊本県職業能力開発協会にて公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
3級	園芸装飾(室内園芸装飾)、造園(造園工事)、機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ)、機械保全(機械系保全)、電子機器組立て(電子機器組立て)、フラワー装飾(フラワー装飾)	平成25年7月21日
1級及び2級	造園(造園工事)、金属熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化処理)、金属プレス加工(金属プレス)、プラスチック成形(射出成形)、とび(とび)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、FRP防水工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装)	平成25年8月25日
1級及び2級	機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタ)、鉄工(構造物鉄工)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て(電子機器組立て)、建設機械整備(建設機械整備)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作)、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、印刷(オフセット印刷)、左官(左官)、畳製作(畳製作)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質	平成25年9月1日

	系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事)	
1 級及び 2 級	放電加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、工場板金（打出し板金）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石張り）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、タイル張り（タイル張り）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、表装（表具、壁装）、フラワー装飾（フラワー装飾）	平成 2 5 年 9 月 8 日

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）を(2)の提出先に提出すること。  
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会  
熊本県上益城郡益城町田原 2 0 8 1 - 1 0 電子応用機械技術研究所内  
電話 0 9 6 - 2 8 5 - 5 8 1 8

(3) 受付期間

平成 2 5 年 4 月 8 日から平成 2 5 年 4 月 1 9 日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、1 4 0 円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成 2 5 年 4 月 1 9 日までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ イの場合において、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

6 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成 2 5 年 1 0 月 4 日以降（平成 2 5 年 7 月 2 1 日に学科試験を実施する職種については平成 2 5 年 8 月 2 3 日以降）に書面で通知する。

(2) 技能検定の合格者は、平成 2 5 年 1 0 月 4 日（平成 2 5 年 7 月 2 1 日に学科試験を実施する職種については平成 2 5 年 8 月 2 3 日）に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて受検番号を掲示又は記載する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、1 級及び単一等級については厚生労働大臣、2 級及び 3 級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から 1 級技能士章、単一等級技能士章、2 級技能士章、3 級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第 2 0 0 号

職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 4 6 条第 2 項の規定により、技能実習制度に係る平成 2 5 年度技能検定を次のとおり実施する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施職種

(1) 随時3級

さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、鑄造（鑄鉄物鑄造、銅合金鑄物鑄造及び軽合金鑄物鑄造）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造）、機械加工（普通旋盤及びフライス盤）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（ダクト板金）、工場板金（機械板金）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、機械検査（機械検査）、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト及びコールドチャンネルダイカスト）、機械保全（機械系保全）、電子機器組立て（電子機器組立て）、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染）、ニット製品製造（丸編みニット製造及び靴下製造）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造）、紳士服製造（紳士既製服製造）、寝具製作（寝具製作）、帆布製品製造（帆布製品製造）、布はく縫製（ワイシャツ製造）、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造及び段ボール箱製造）、印刷（オフセット印刷）、製本（製本成形）、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石材加工及び石張り）、パン製造（パン製造）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造）、建築大工（大工工事）、かわらぶき（かわらぶき）、とび（とび）、左官（左官）、タイル張り（タイル張り）、配管（建築配管及びプラント配管）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（シーリング防水工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事）、表装（壁装）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装）、工業包装（工業包装）

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、鑄造（鑄鉄物鑄造、銅合金鑄物鑄造及び軽合金鑄物鑄造）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造）、機械加工（旋盤及びフライス盤）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（ダクト板金）、工場板金（機械板金）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、機械検査（機械検査）、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト及びコールドチャンネルダイカスト）、機械保全（機械系保全）、電子機器組立て（電子機器組立て）、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染）、ニット製品製造（丸編みニット製造及び靴下製造）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造）、紳士服製造（紳士既製服製造）、寝具製作（寝具製作）、帆布製品製造（帆布製品製造）、布はく縫製（ワイシャツ製造）、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造及び段ボール箱製造）、印刷（オフセット印刷）、製本（製本成形）、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石材加工及び石張り）、パン製造（パン製造）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造）、建築大工（大工工事）、かわらぶき（かわらぶき）、とび（とび）、左官（左官）、タイル張り（タイル張り）、配管（建築配管及びプラント配管）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（シーリング防水工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事）、表装（壁装）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装）、工業包装（工業包装）

2 受検資格

技能実習制度に係る随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 16,500円

イ 実技試験の実施期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において熊本県職業能力

- 開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実技試験の実施場所  
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- エ 実技試験問題の公表  
問題は、受検申請者宛送付する。
- (2) 学科試験
  - ア 学科試験の手数料 3, 100円
  - イ 学科試験の実施期日  
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
  - ウ 学科試験の実施場所  
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 5 受検申請の手続
  - (1) 提出書類  
技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）を(2)の提出先に提出すること。  
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。
  - (2) 提出先  
熊本県職業能力開発協会  
熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内  
電話 096-285-5818
  - (3) 受付期間  
実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ2週間前まで
  - (4) 受検申請に関する注意等
    - ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。
    - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
    - ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 6 手数料の納付方法等  
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。  
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 7 合格発表
  - (1) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
  - (2) 技能検定合格証書の交付  
随時3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付する。
- 8 その他  
技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

**登載依頼**

**熊本県病院局管理規程第2号**  
 庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成25年3月29日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程  
 庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。  
 第1条中「知事部局総務部総務税務局総務事務センター」を「知事部局総務部総務私学局総務事務センター」に改める。  
 附 則  
 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**熊本県病院局管理規程第3号**  
 熊本県病院局庁舎等防火管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。



平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

熊本県病院局庁舎等防火管理規程の一部を改正する規程  
熊本県病院局庁舎等防火管理規程（平成 2 3 年熊本県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 3 項中「総務部総務税務局管財課」を「総務部総務私学局管財課」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県病院局告示第 2 号**

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

- 1 委託の内容  
熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年熊本県条例第 4 8 号）第 1 0 条に規定する使用料及び手数料
- 2 委託の相手方  
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地
- 3 委託する日  
平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
- 4 契約締結日  
平成 2 5 年 3 月 8 日

**熊本県公営企業管理規程第 1 号**

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局組織規程（昭和 4 0 年熊本県公営企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項総務経営課第 4 0 号の「荒瀬ダム撤去準備室に関すること。」を「荒瀬ダム撤去室に関すること。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる室に勤務している者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、同表新欄に掲げる室に勤務を命ぜられたものとする。

旧	新
総務経営課荒瀬ダム撤去準備室	総務経営課荒瀬ダム撤去室

（熊本県企業局荒瀬ダム撤去準備室設置規程の一部改正）

- 3 熊本県企業局荒瀬ダム撤去準備室設置規程（平成 1 5 年熊本県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県企業局荒瀬ダム撤去室設置規程

第 1 条中「荒瀬ダム撤去準備室」を「荒瀬ダム撤去室」に改める。

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

**熊本県教育委員会規則第 4 号**

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則（平成 2 2 年熊本県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「廃止となる」を「募集停止（廃止）」に、「は通学支援奨学金の貸与を受けることができない」を「を除く」に改める。

第 3 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条第 1 項第 5 号中「交通機関」を「交通機

関等」に改める。  
 第6条中「条例第5条」の次に「各号」を加え、「別表第4で定める」を「別表第4の」に改める。  
 第7条の見出し中「交通機関」を「交通機関等」に改め、同条中「第5条」を「第5条第1号」に改め、同条に次の2項を加える。  
 2 条例第5条第2号の規定により自宅から新設高等学校等へ通学することが特に困難であると教育委員会が認めるものは、別表第5の対象区域欄に掲げる区域に居住する者であつて同表の対象高等学校欄に掲げる高等学校に通学するものをいう。  
 3 条例第5条第2号の熊本県立高等学校の寄宿舎又はこれに類する施設は別に教育長が定める。  
 第13条中「交通機関」を「交通機関等」に改める。  
 第21条中「第20条」を「第22条」に改める。  
 別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

番号	募集停止（廃止）高等学校	対象高等学校	対象中学校
1	熊本県立蘇陽高等学校	熊本県立高森高等学校	山都町立蘇陽中学校
2	熊本県立天草高等学校天草西校	熊本県立天草高等学校 （全日制課程に限る。） 熊本県立芥明高等学校 （普通科に限る。） 熊本県立芥洋高等学校 （普通科に限る。）	天草市立天草中学校

別表第3中「廃止となる」を「募集停止（廃止）」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第7条関係）

番号	対象区域	対象高等学校
1	天草市立天草中学校の通学区域のうち天草町高浜地区及び天草町大江地区	熊本県立天草高等学校（全日制課程に限る。） 熊本県立芥明高等学校（普通科に限る。）

別記第16号様式中「交通機関」を「交通機関等」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会公告第1号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県立教育センターの情報関連機器の借入れ  
ア 教育用コンピュータ 212台  
イ その他周辺機器及びソフトウェア
- 契約に関する事務を担当する部局の名称・所在地  
熊本県立教育センター  
郵便番号 861-0543 熊本県山鹿市小原
- 落札者を決定した日  
平成25年1月17日
- 落札者の名称及び住所  
日通商事株式会社熊本支店
- 落札金額（月額）  
1,251,075円（うち消費税及び地方消費税の額59,575円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
平成24年12月7日

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 6 号

熊本県職員<sup>の</sup>管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員<sup>の</sup>管理職手当に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 1 1 号）の  
一部を次のように改正する。  
別表第 1 知事<sup>の</sup>事務部局<sup>の</sup>部総務部<sup>の</sup>款地方出先機関<sup>の</sup>項を次のように改める。

地方出先機関	広域本部長 天草広域本部天草地域振興局長	1 種
	広域本部副本部長 広域本部地域振興局長（区分 1 種のもの を除く。） 県央広域本部土木部長 県央広域本部熊本土木 事務所長 天草広域本部総務部長 天草広域本部天草地域振 興局次長 天草広域本部土木部長 天草広域本部天草地域振 興局土木部長	3 種
	広域本部部長（区分 3 種のものを除く。） 広域本部地域振 興局次長（区分 3 種のものを除く。） 広域本部地域振興局 部長（区分 3 種のものを除く。） 県央広域本部熊本農政事 務所長 天草広域本部土木部副部長 天草広域本部天草地域 振興局土木部副部長 天草広域本部総務振興課長 天草広域 本部天草地域振興局総務振興課長 自動車税事務所長 消防 学校長	5 種
	首席税務専門員	6 種
	広域本部副部長（区分 5 種のものを除く。） 広域本部地域 振興局副部長（区分 5 種のものを除く。） 県央広域本部熊 本農政事務所次長 県央広域本部熊本土木事務所次長 広域 本部総務振興課長（区分 5 種のものを除く。） 広域本部地 域振興局総務振興課長（区分 5 種のものを除く。） 自動車 税事務所次長 消防学校副校長 防災消防航空センター所長	7 種

別表第 1 知事<sup>の</sup>事務部局<sup>の</sup>部商工観光労働部<sup>の</sup>款地方出先機関<sup>の</sup>項中「熊本高等技術訓  
練校長」を「高等技術専門校長」に改め、同部農林水産部<sup>の</sup>款地方出先機関<sup>の</sup>項中「熊本  
農政事務所長」及び「熊本農政事務所次長」を削り、同部土木部<sup>の</sup>款地方出先機関<sup>の</sup>項中  
「熊本土木事務所長」及び「熊本土木事務所次長」を削る。

附 則  
この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 7 号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県へき地手当等に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 2 2 号）の一部を  
次のように改正する。  
別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 1 2 条関係）

へ き 地 学 校 表

校 別	市 町 村	へ き 地 学 校	級 別 区 分
小 学 校	八 代 市	泉第八小学校	4 級
		泉第三小学校	2 級
		泉第二小学校	1 級
	人 吉 市	田野小学校	2 級
		矢岳小学校	
		西瀬小学校鹿目分校	1 級
	水 俣 市	久木野小学校	1 級
	天 草 市	深海小学校	2 級
		御所浦小学校	
		御所浦北小学校	
天草小学校			

		牛深小学校	1 級
		二浦小学校	
		魚貫小学校	
		久玉小学校	
		天附小学校	
		河浦小学校	
	山 鹿 市	内田小学校矢谷分校	1 級
		内田小学校山内分校	
	上 天 草 市	湯島小学校	2 級
		龍ヶ岳小学校	1 級
	阿 蘇 市	波野小学校	1 級
	南 小 国 町	りんどうヶ丘小学校	1 級
	産 山 村	産山小学校	1 級
	高 森 町	高森東小学校	3 級
	山 都 町	清和小学校	1 級
		蘇陽小学校	
		蘇陽南小学校	
	芦 北 町	大野小学校	2 級
		海路小学校上原分校	
		佐敷小学校伏木氏分校	1 級
		海路小学校	
		吉尾小学校	
	津 奈 木 町	平国小学校	1 級
	多 良 木 町	槻木小学校	3 級
		黒肥地小学校柳野分校	1 級
		宮ヶ野小学校	
	水 上 村	湯山小学校	1 級
	五 木 村	五木東小学校	1 級
中 学 校	八 代 市	泉中学校	1 級
		天 草 市	御所浦中学校
		天草中学校	
		牛深中学校	1 級
		牛深東中学校	
		河浦中学校	
	上 天 草 市	湯島中学校	2 級
		龍ヶ岳中学校	1 級
	阿 蘇 市	波野中学校	1 級
	産 山 村	産山中学校	1 級
	高 森 町	高森東中学校	3 級
	山 都 町	清和中学校	1 級
		蘇陽中学校	
	芦 北 町	大野中学校	2 級
	五 木 村	五木中学校	1 級
共 同 調 理 場	天 草 市	御所浦学校給食センター	2 級
		天草学校給食センター	
		牛深学校給食センター	1 級
		河浦学校給食センター	
	上 天 草 市	湯島共同調理場	2 級
		龍ヶ岳共同調理場	1 級

	阿 蘇 市	波野学校給食センター	1 級
	産 山 村	産山村学校給食センター	1 級
	高 森 町	高森東中学校給食共同調理場	3 級

別表第 4 を次のように改める。  
別表第 4 (第 1 2 条関係)

準 へ き 地 学 校 表

校 別	市 町 村	へき地学校に準ずる学校
小 学 校	八 代 市	泉第一小学校
	天 草 市	浦和小学校
	上 天 草 市	姫戸小学校
	和 水 町	緑小学校十町分校
	南 小 国 町	中原小学校
中 学 校	上 天 草 市	姫戸中学校
共 同 調 理 場	上 天 草 市	姫戸共同調理場

別表第 5 を次のように改める。  
別表第 5 (第 1 3 条関係)

特 別 地 域 学 校 表

校 別	市 町 村	特別の地域に所在する学校
小 学 校	熊 本 市	河内小学校白浜分校
	八 代 市	宮地東小学校
	天 草 市	倉岳小学校
	山 鹿 市	内田小学校
		上 天 草 市
	美 里 町	励徳小学校
	小 国 町	小国小学校
	相 良 村	相良北小学校
	苓 北 町	都呂々小学校
中 学 校	天 草 市	倉岳中学校
	上 天 草 市	維和中学校 教良木中学校
		小 国 町
	水 上 村	水上中学校
	苓 北 町	都呂々中学校
共 同 調 理 場	天 草 市	倉岳学校給食センター
	上 天 草 市	維和共同調理場 教良木共同調理場
		小 国 町

附 則  
この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 8 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則 (昭和 4 1 年熊本県人事委員会規則第 1 0 号) の一部を  
次のように改正する。  
別表出先機関の表地域振興局の項を次のように改める。

広域本部	本部長 副本部長 局長 局次長 所長 部長 審議員 首席税務専門員 副部長 次長 課長
------	---

別表出先機関の表熊本県税事務所の項を削り、同表自動車税事務所の項中「所長」を「所

長 首席税務専門員」に改め、同表東京事務所の項中「所長」を「所長 首席審議員」に改め、同表熊本高等技術訓練校の項中「熊本高等技術訓練校」を「高等技術専門校」に改め、同表熊本農政事務所の項及び熊本土木事務所の項を削る。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

熊本県教育委員会規則第 2 号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 1 条 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則 (昭和 3 6 年教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 熊本県鹿本教育事務所の項を削る。

(熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の一部改正)

第 2 条 熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則 (昭和 4 5 年教育委員会規則第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「市町村教育委員会 (熊本市教育委員会を除く。)」を「市町村教育委員会 (熊本市教育委員会及び山鹿市教育委員会を除く。)」に改める。

(熊本縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第 3 条 熊本縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則 (平成 1 8 年教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「教育事務所」を「教育事務所 (山鹿市教育委員会にあっては、県教育委員会)」に改める。

附 則

1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

熊本県教育委員会規則第 3 号

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則

熊本県立図書館組織規則 (昭和 3 3 年教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

役付職員	館長 副館長 館付 課長 主幹 係長 参事 文学館長 文学館副館長
	(専門的職員) 指導主事
一般職員	主任主事 主任技師 主事 技師
	(専門的職員) 主任司書 司書

附 則

1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 1 号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県教育委員会訓令第 4 8 号）の一部を次のよう  
に改正する。  
別表第 1 を次のように改める。  
別表第 1（第 3 条関係）

局	課	係（班）
	教育政策課	総務班 教育プラン推進班 広報・情報班
教育 総務 局	学校人事課	総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班 教員免許制度班
	社会教育課	総務・生涯学習係 社会教育指導係 家庭教育支援班
	文化課	総務・文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係
	施設課	総務・助成班 施設管財係 技術係
教育 指導 局	高校教育課	総務係 修学支援係 高等学校教育指導係 産業教育指導係
	義務教育課	義務教育指導係 教育振興班 幼児教育係
	特別支援教育課	特別支援教育指導班

	施設整備班 新校整備班
人権同和教育課	管理・啓発係 人権教育指導係
体育保健課	総務係 学校体育係 スポーツ振興係 健康教育係 学校安全係

別表第 3（第 8 条関係）1 支出負担行為以外の共通専決事項の表教育理事専決事項の欄中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

5 重要な知事及び教育長挨拶文に関すること。

別表第 3（第 8 条関係）1 支出負担行為以外の共通専決事項の表局長専決事項の欄中第 2 8 号を第 2 9 号とし、第 1 1 号から第 2 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

1 1 知事及び教育長挨拶文に関すること。

別表第 4（第 6 条、第 8 条関係）中

教育 総務局	学校人 事課	16 熊本 県教職 員等健 康審査 会に関 すること。			1 審査 会結果 の決定 及び事 後措置 に関す ること。	1 審査 会の開 催及び 諮問に 関す ること。	
-----------	-----------	--	--	--	---	---	--

を

教育 総務局	学校人 事課	16 熊本 県教職 員等健 康審査 会に関 すること。			1 審査 会結果 の決定 及び事 後措置 に関す ること。	1 審査 会の開 催及び 諮問に 関す ること。	
		17 教育 総務局 長に関 すること。					

に、

教	社会教	5	社会			1	関係
---	-----	---	----	--	--	---	----



育 総 務 局	育 課	教育関係 団体 に 関 す る こ と。				機 関 及 び 団 体 等 へ の 情 報 提 供 に 関 す る こ と。 2 社 会 教 育 関 係 団 体 指 導 者 の 研 修 実 施 に 関 す る こ と。		を
「								
教 育 総 務 局	社 会 教 育 課	5 社 会 教 育 関 係 団 体 に 関 す る こ と。				1 関 係 機 関 及 び 団 体 等 へ の 情 報 提 供 に 関 す る こ と。 2 社 会 教 育 関 係 団 体 指 導 者 の 研 修 実 施 に 関 す る こ と。 3 社 会 教 育 関 係 団 体 に 対 す る 監 督 に 関 す る こ と。		に、
」								
教 育 総 務 局	社 会 教 育 課	11 社 会 教 育 に 表 彰 に 関 す る こ と。			1 文 部 科 学 大 臣 表 彰 の 推 薦 に 関 す る こ と。 2 熊 本	1 他 か ら の 表 彰 推 薦 に 関 す る こ と。		

					県社会 教育功 労表彰 及び青 少年育 成功労 表彰に 関する こと。 3 「熊 本の心」 作文表 彰に関 すること。				を
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

「

教育 総務局	社会教 育課	11 社会 教育に 表彰に 関する こと。			1 文部 科学大 臣表彰 の推薦 に関する こと。 2 熊本 県社会 教育功 労表彰 及び青 少年育 成功労 表彰に 関する こと。 3 「熊 本の心」 作文表 彰に関 すること。 4 その 他の表 彰に関 すること。	1 他か らの表 彰推薦 に関する こと。			に、
-----------	-----------	-----------------------------------	--	--	---	-----------------------------------	--	--	----

「

教育 指	高校教 育課	1 県立 学校に おける							
---------	-----------	--------------------	--	--	--	--	--	--	--

導 局		教育に 関し、 次に掲 げる事 務を行 うこと。						を
		(1) 学校 教育の 指導に 関する 総合的 計画に 関する こと。				1 学校 の訪問 計画に 関する こと。		
		(2) 教育 課程、 学習指 導、進 路指導 及び生 徒指導 に關す ること。				1 教育 課程の 届出の 受理に 關する こと。 2 学期 変更及 び休業 日変更 の届出 の受理 に關す ること。		
		(3) 学校 職員の 研修及 びその 補助に 關する こと。	1 重要 な学校 教育に 關する 研修に 關する こと。			1 学校 教育に 關する 研修に 關する こと。		
		(4) 学校 の入学 者選抜 に關す ること。	1 県立 高等学 校の募 集定員 に關す ること。			1 県立 高等学 校の入 学者選 抜要項 に關す ること。		
教 育	高校教 育課	1 県立 学校に						

指導局	おける教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。							に、
	(1) 学校教育の指導に関する総合的計画に関すること。					1 学校の訪問計画に関すること。		
	(2) 教育課程、学習指導、進路指導及び生徒指導に関すること。					1 教育課程の届出の受理に関すること。 2 学期変更及び休業日変更の届出の受理に関すること。		
	(3) 学校職員の研修及びその補助に関すること。	1 重要な学校教育に関する研修に関すること。				1 学校教育に関する研修に関すること。		
	(4) 学校の入学選抜に関すること。	1 県立高等学校及び県立中学校の募集定員に関すること。				1 県立高等学校及び県立中学校の入学選抜要項に関すること。		

教育指導局	高校教育課	8 高校整備推進室に関すること。					
-------	-------	------------------	--	--	--	--	--

を

教育指導局	高校教育課	8 高校整備推進室に関すること。					
		9 教育指導局長に関すること。					

に、

教育指導局	義務教育課	1 公立義務教育諸学校又は幼稚園における教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。					
		(1) 学校教育の指導に関する総合的計画に関すること。			1 重要な年間行事に関すること。 2 重要な指導資料等の作成に関すること。	1 年間行事に関すること。 2 指導資料等の作成に関すること。 3 学校訪問に関すること。	

を

		(2) 教育課程、学習指導、進路指導及び生徒指導に関すること。			1 重要な教育課程に関すること。 2 重要な評価の在り方、評価問題の開發等に関すること。 3 重要な研究指定校に関すること。	1 教育課程に関すること。 2 評価の在り方、評価問題の開發等に関すること。 3 研究指定校に関すること。	
		(3) 学校職員の研修及びその補助に関すること。	1 所長・指導課長会議の重点に関すること。		1 学校教育に関する重要な研修等に関すること。	1 学校教育に関する研修等に関すること。	
教育指導局	義務教育課	1 公立義務教育諸学校又は幼稚園における教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。					
		(1) 学校教育の指導に関する総合的計画に関する			1 重要な年間行事に関すること。 2 重要な指導	1 年間行事に関すること。 2 指導資料等の作成	

に、

		こと。			資料等 の作成 に 関 す る こ と。	に 関 す る こ と。 3 学 校 訪 問 に 関 す る こ と。	
		(2) 教育 課程、 学 習 指 導、 進 路 指 導 及 び 生 徒 指 導 に 関 す る こ と。			1 重 要 な 教 育 課 程 に 関 す る こ と。 2 重 要 な 評 価 の 在 り 方、 評 価 問 題 の 開 発 等 に 関 す る こ と。 3 重 要 な 研 究 指 定 校 に 関 す る こ と。	1 教 育 課 程 に 関 す る こ と。 2 評 価 の 在 り 方、 評 価 問 題 の 開 発 等 に 関 す る こ と。 3 研 究 指 定 校 に 関 す る こ と。	
		(3) 学 校 職 員 の 研 修 及 び そ の 補 助 に 関 す る こ と。	1 重 要 な 学 校 教 育 に 関 す る 研 修 に 関 す る こ と。			1 学 校 教 育 に 関 す る 研 修 に 関 す る こ と。	

「

教育 指 導 局	特別支 援教 育課	2 特 別 支 援 学 校 に お け る 教 育 に 関 し、 次 に 掲 げ る 事 務 を 行 う こ と。					
		(1) 学 校 教 育 の				1 学 校 の 訪 問	

				指導に関する総合的計画に関すること。				計画に関すること。		
				(2) 教育課程、学習指導、進路指導及び生徒指導に関すること。				1 教育課程の届出の受理に関すること。 2 学期変更及び休業日変更の届出の受理に関すること。		を
				(3) 学校職員の研修及びその補助に関すること。	1 重要な学校教育に関する研修に関すること。			1 学校教育に関する研修に関すること。		
				(4) 学校の設置、配置及び組織編成に関すること。						
				(5) 学校の入学選抜に関すること。	1 特別支援学校高等部の募集定員に関すること。			1 特別支援学校高等部の入学選抜要項に関すること。		
				(6) 学校の通学区域の設定及び変更						



		に 関 す る こ と。					
		(7) 教科 用 図 書 そ の 他 の 教 材 の 取 扱 い に 関 す る こ と。				1 教科 書 の 補 充 用 と し て 使 用 す る 教 科 用 図 書 の 届 出 の 受 理 に 関 す る こ と。	
		(8) 学校 図 書 館 に 関 す る こ と。					
		(9) 児童、 生 徒 の 就 学 に 関 す る こ と。				1 特別 支 援 学 校 の 入 学 期 日 等 の 通 知、 学 校 の 指 定 に 関 す る こ と。	

」

「

教育 指 導 局	特別支 援教育 課	2 特別 支 援 学 校 に お け る 教 育 に 関 し、 次 に 掲 げ る 事 務 を 行 う こ と。					
		(1) 学校 教 育 の 指 導 に 関 す る 総 合 的				1 学校 の 訪 問 計 画 に 関 す る こ と。	

		計画に関する こと。					
		(2) 教育課程、 学習指導、進路指導 及び生徒指導に関する こと。				1 教育課程の届出の 受理に関する こと。 2 学期変更及び休業 日変更の届出の受理 に関する こと。	
		(3) 学校職員の 研修及びその補助に 関すること。	1 重要な学校 教育に関する 研修に関する こと。			1 学校教育に 関する 研修に 関すること。	
		(4) 学校の設置、 配置及び組織編成に 関すること。					
		(5) 学校の入学 者選抜に関する こと。	1 特別支援学 校高等部の募 集定員に関する こと。			1 特別支援学 校高等部の入 学者選抜要項 に関する こと。	
		(6) 学校の通学 区域の設定及び変更 に関する こと。					

		(7) 教科 用図書 その他 の教材 の取扱 いに関 すること。				1 教科 書の補 充用と して使 用する 教科用 図書の 届出の 受理に 関する こと。	
		(8) 学校 図書館 に関す ること。					
		(9) 児童、 生徒の 就学に 関する こと。			1 障害 を有す る児童、 生徒の 認定に 関する こと。	1 特別 支援学 校の入 学期日 等の通 知、学 校の指 定に関 すること。	

に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 2 号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関 校  
各 各 県 立 学 校

熊本県教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

(熊本県教育事務所処務規程の一部改正)

第 1 条 熊本県教育事務所処務規程 (昭和 36 年教育委員会訓令第 49 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号中「(鹿本教育事務所を除く。)」を削る。

第 4 条第 1 項の表管理課の項中「(鹿本教育事務所にあつては指導課の分掌事務を含む。)」及び「(菊池教育事務所にあつては鹿本教育事務所に関すること、八代教育事務所にあつては芦北教育事務所に関することを含む。)」を削る。

(熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部改正)

第 2 条 熊本県教育委員会行政文書管理規程 (平成 24 年教育委員会訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 10 項中「それ以外のものには」を「それ以外のものに」に改める。

別表第 1 の 2 地方機関の項中「鹿本教育事務所 鹿教」を削る。

別表第 2 「鹿本教育事務所」を削る。

(公立小中学校に勤務する県費負担教職員記章規程の一部改正)

第 3 条 公立小中学校に勤務する県費負担教職員記章規程 (平成 16 年教育委員会訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「教育事務所長」の次に「(山鹿市が設置する小中学校に勤務する教

職員にあつては、学校人事課長（以下「教育事務所長等」という。）を加える。  
 第 6 条及び第 7 条中「教育事務所長」を「教育事務所長等」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 3 号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関  
各 各 立 学 校

熊本県教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

熊本県教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令  
 熊本県教育委員会表彰規程（平成 3 年教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。  
 第 8 条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

附 則  
 この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 4 号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県立図書館処務規程（昭和 3 8 年教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表情報支援課の項中「(5) その他情報支援に関すること」を  
 「(5) 学校  
 (6) 家庭  
 (7) その  
 教育への助言、援助に関すること  
 教育における読書活動の援助に関すること  
 他情報支援に関すること」に改める。

附 則  
 この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会告示第 3 号

昭和 3 5 年 7 月 1 日熊本県教育委員会告示第 1 4 号（熊本県教育委員会公印規程の規定による公印の登録）の一部を次のように改正し、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。  
 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

告示文 4 熊本県教育事務所専用の熊本県教育委員会印中「（熊本県熊飽教育事務所用）」の項及び「（熊本県鹿本教育事務所用）」の項を削る。

正 誤
-----

平成 1 8 年 3 月 2 3 日熊本県人事委員会規則第 1 1 号（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の規準に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2 8	5 5	試験職種	試 験